

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律要綱

第一 労働安全衛生法の一部改正

一 個人事業者等に対する安全衛生対策

1 個人事業者の定義

事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けること。

(第三十一条の三第一項関係)

2 注文者等が講ずべき措置

(一) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないものとする。 (第三条第三項関係)

(二) 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができるものとする。 (第九条関係)

(三) 特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときとしていたのを改め、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとすること。（第十五条第一項及び第三項関係）

(四) 建設業に属する事業の元方事業者等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない場合について、(三)と同様の改正を行うこと。（第十五条の三関係）

(五) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、救護に関し必要な措置を講じなければならないものとともに、当該仕事の数回の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、当該措置を講じなければならない

いものとする。 (第二十五条の二第一項並びに第三十条の三第一項及び第四項関係)

(六) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、当該者がこれらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないものとする。 (第二十九条関係)

(七) 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないものとする。 (第二十九条の二関係)

(八) 特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(三)と同様の改正を行うこと。 (第三十条第一項、第二項及び第四項関係)

(九) 製造業等の業種に属する事業の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(三)と同様の改正を行うこと。 (第三十条の二第一項及び第四項関係)

(十) 作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。以下この(十)及び(十四)において同じ。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者があつて、当該者を含む。）及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないものとする。ただし、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して(八)又は(九)の措置が講じられることとなるときは適用しないものとする。

(第三十条の四関係)

(十一) 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置

これらの請負人及び作業従事者は、作業場所管理事業者が(十)の措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないものとする。 (第三十二条第四項、第七項及び第八項関係)

(十五) (五)、(八)、(九)、(十一)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならない。これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならないものとする。 (第三十二条第七項及び第八項関係)

(十六) 機械等を事業を行う者に貸与する者は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。 (第三十三条第一項関係)

(十七) 建築物を事業を行う者に貸与する者は、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除き、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。 (第三十四条関係)

(十八) (十)及び(十四)の措置等は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第三十六条関係)

3 個人事業者等が講ずべき措置

- (一) 労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないものとする。 (第四条関係)
- (二) 労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が労働安全衛生法第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないものとともに、当該者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第二十六条及び第二十七条第一項関係)
- (三) 事業者は、労働安全衛生法第四十二条第一項の機械等について、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならないものとともに、作業従事役員等（事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用するものに限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者をいう。 (四)から(六)までにおいて同じ。）は、自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該規

格又は安全装置を具備していない当該機械等を使用してはならないものとする。 (第四十二条)

第二項及び第三項関係)

(四) 個人事業者に係る作業従事役員等は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法第四十五条第一項の機械等について定期自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならないものとともに、個人事業者に係る特定自主検査の実施方法を規定すること。 (第四十五条第二項及び第三項関係)

(五) 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。 (第五十九条第四項関係)

(六) 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、(五)の教育のほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないものとする。 (第六十条の二第二項関係)

作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができるとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。 (第九十七条第一項及び第三項関係)

5 災害状況の調査

厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができるものとする。また、厚生労働大臣は、当該調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとし、当該厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができるものとする。 (第百条の二関係)

二 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第四条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除すること。（附則第四条関係）

三 化学物質による健康障害防止対策

1 作業環境測定の対象拡大

(一) 作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）を作業環境測定に位置付けること。（第二条第四号関係）

(二) 事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないものとし、また、事業者が行うべき通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うものとするとともに、これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従つて行わなければならないものとする。（第六十五条の三関係）

2 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

通知対象物譲渡者等（通知対象物を譲渡し、又は提供する者をいう。3において同じ。）の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げること。（第五十七条の二第二項及び第一百十九条第四号関係）

3 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

(一) 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等（当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項をいう。以下この(一)、(二)及び(四)において同じ。）を定め、これを通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができるものとし、これにより代替化学名等を通知さ

れた者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができるものとする。 (第五十七条の二第三項及び第六項関係)

(二) 代替化学名等通知者 (一)により代替化学名等を定め、通知を行った者をいう。(三)において同じ。)は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないものとともに、当該記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないものとする。 (第五十七条の二第四項及び第百三条第四項関係)

(三) 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならないものとする。 (第五十七条の二第五項関係)

(四) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するも

のとするとともに、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができるものとする。 (第五十七条の二第八項及び第九項関係)

四 機械等による労働災害防止対策

1 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(一) 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとする。

(第四十五条第三項関係)

(二) 検査業者は(一)の基準に従って特定自主検査を行わなければならないものとする。厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第五十

四条の四第二項及び第五十四条の六関係)

(三) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(二)の前段に違反し、又は(二)の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。 (第五十四条の七第二項関係)

(四) 何人も、労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならないものとし、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第七十六条の二関係)

(五) 都道府県労働局長は、登録教習機関が(四)の命令に従わない場合には、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。これにより登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で取消処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することができるものとする。(第七十七条第三項及び第四項関係)

2 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(一) 特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行った設計審査(申請に係る特定機械

等の設計が厚生労働大臣の定める基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査をいう。以下この(一)、(三)及び(四)において同じ。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならないものとする。ただし、労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定に基づき都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないものとする。 (第三十七条第三項関係)

(二) 特定機械等のうち、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ(以下この(二)において「ボイラー等」という。)を製造し、若しくは輸入した者、ボイラー等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又はボイラー等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならないものとする。また、輸入されたボイラー等については、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができるものとする。

(第三十八条第一項及び第二項並びに第三十九条第一項関係)

(三) 登録設計審査等機関の登録は、地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査を行おうとする者の申請により行うものとする。同時に、設計審査に係る登録要件を設けるものとする。 (第四十六条及び別表第四の二から別表第七まで関係)

(四) 登録設計審査等機関の義務等について、現行の登録製造時等検査機関と同様のものとする。ただし、登録設計審査等機関は、厚生労働大臣が定める方法に従って設計審査等を行わなければならないものとする。同時に、登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。 (第四十七条から第五十三条の二まで関係)

3 型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し

(一) 型式検定対象機械等として、労働安全衛生法第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるものであり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるものを追加し、必要な規定を整備すること。 (別表第四及び別表第十四関係)

(二) 技能講習のうち車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習を車両系機械運転技能講習とし、当該講習に係る登録教習機関の登録要件等を定めること。 (別表第十八から別表第二十まで関係)

五 高年齢者の労働災害防止のための措置

1 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第六十二条の

二第一項関係)

2 厚生労働大臣は、1の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとともに、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるものとする。 (第六十二条の二第二項及び第三項関係)

六 公示手段の適正化

登録設計審査等機関の登録をしたとき等における公示手段を官報に限定しないものとする。 (第

百十二条の二関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 作業環境測定法の一部改正

一 作業環境測定士等による個人ばく露測定の実施

1 作業環境測定法は、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とすること。（第一条関係）

2 「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、「指定作業場」とは、労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいうものとする事。（第二条第三号及び第四号関係）

3 事業者は、第一の三の1の(二)の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないものとする事。（第三条第一項関係）

4 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、第一の三の1の(二)の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならないものとする事ともに、

作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができるものとする。 (第四
条関係)

5 作業環境測定士の登録の申請書に添付しなければならない書類は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第九条第二項関係)

6 作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えること。 (第五条及び第十五条関係)

二 公示手段の適正化

指定試験機関の指定をしたとき等における公示手段を官報に限定しないものとする。 (第二十二

条第一項及び第三項、第二十九条第二項、第三十条第二項並びに第三十一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

- 1 第一の一の二の(一)及び第一の七の一部 公布日
- 2 第一の四の1 令和八年一月一日
- 3 第一の三の1及び第二の一 令和八年十月一日
- 4 第一の一の5 令和九年一月一日
- 5 第一の一の二の(十)、(十四)及び(十八)並びに第一の一の三の(三)から(六)まで 令和九年四月一日
- 6 第一の二 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- 7 第一の三の2 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

二 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第十条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な準備行為及び経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第九条まで及び第十一条から第十四条まで関係）